令和元年度　まちかどミーティング町内会からの要望事項

錦町・本町地区

令和元年10月25日（金）　文化交流センター

要望番号	要　望　事　項	取 組 状 況 等	反映区分	担 当 部 課
1	**【錦町高度利用地区について】** **二区町内会** 昨年、「錦町高度利用地区市街地再開発促進区域の建築行為等の制限を解除してほしい」という要望を出しましたところ、「都市計画の変更について検討を進めてまいりたい」と回答がありました。 その後の経過がよく分かりませんので、現在の進捗状況について、途中経過でもいいのでご返答ください。	本市では、全市的な都市計画の変更を来年度に予定しており、錦町の高度利用地区につきましても、見直し課題の1つとして検討しているところです。 昨年以降の経過としましては、苫小牧圏都市計画区域を構成する安平町や厚真町において、震災復興事業等を優先したことにより、都市計画のスケジュールを調整し直すなどの影響がありました。 今後とも地域の御要望を踏まえるとともに、北海道や安平町、厚真町と協議を重ねてながら、来年度の見直しに向け手続きを進めてまいります。	B	総合政策部 まちづくり推進課
2	**【大型バス駐車場について】** **二区町内会** 中心街の飲食店に団体客が入ると大型バスの待機場所がないので、市民会館の駐車場に停めることは可能でしょうか。	飲食店等の団体利用時に大型バスの駐車場として、市民会館駐車場を利用することに関しては、可能な限り協力を行ってまいりたいと考えております。 市民会館については、大ホールや小ホールでのイベント等、利用者が多く駐車できない時間帯もございますので、利用の際は、事前に市民会館にお問合せいただきますようお願いいたします。	A	市民生活部 市民生活課
3	**【歩道における看板の設置について】** **二区町内会** 駅通りの歩道にて24時間店舗前に看板を置いているお店があり、歩行時に邪魔です。	御要望の、駅前本通線歩道部分にある看板など支障物件につきましては、所有者を調査し撤去していただくようにお願いしてまいります。	B	都市建設部 道路維持課

要望番号	要望事項	取組状況等	反映区分	担当部課
4	**【大町、錦町二条通り街路樹の剪定】** **大町寿町内会** 毎年のことですが、プラタナスの伸びが早く、これから落ち葉が落ちるシーズンとなります。相当大きくなった木もあり短めに、枝の剪定お願いします。 又歩道に雑草が出ている所、街路樹のグレーチングから雑草の除去お願いします。	【ミーティング開催時回答】 二条通の街路樹（プラタナス）につきましては、木の生育に支障とならない今冬に剪定を実施いたします。 なお、植樹桝（グレーチング部分）の除草につきましては、今年度、1回目を7月12日に、2回目を9月20、21日に実施いたしました。 今後もお気付きの点がございましたら、緑地公園課（32-6507）に御連絡くださいますようお願い申し上げます。 【令和2年3月末時点回答】 御要望箇所の樹木は、令和元年11月21日に剪定等を実施いたしました。今後につきましても、状況に応じ対応してまいります。	A A	都市建設部 緑地公園課
5	**【新川通りの街路樹の剪定】** **大町寿町内会** 何年か前に剪定して頂きましたが、電線を越えて大きくなった所がありなるべく短く剪定をお願いします。	【ミーティング開催時回答】 新川通の街路樹につきましては、枝が生い茂り、街路灯や標識、信号機等に支障となるものを優先に、今冬剪定を行ってまいります。 【令和2年3月末時点回答】 御要望箇所の樹木は、令和元年11月22日に剪定等を実施いたしました。今後につきましても、状況に応じ対応してまいります。	A A	都市建設部 緑地公園課
6	**【寿町1丁目路上の段差を整備】** **大町寿町内会** 寿町1丁目1～17より汐見通りに抜ける道路の路面の段差がひどい為平らな路面に補修して頂きたい。	御要望の、道路の補修につきましては、通行の支障とならないように、適宜補修を行ってまいります。	B	都市建設部 道路維持課

要望番号	要望事項	取組状況等	反映区分	担当部課
7	**【寿町1丁目、2丁目の雑草、空き地の草刈】** **大町寿町内会** 寿町1丁目2－1の裏の空き地の草刈りをお願いいたします。 寿町2丁目1－21まるぜんストアーより2丁目1－14から国道までの間の雑草の除去。 寿町2丁目1－14～2丁目3－14ミツワクリーニングまでの間。	【ミーティング開催時回答】 【寿町1丁目2－1の裏の空き地について】 空き地の管理者は、「苫小牧市空き地の雑草等の除去に関する指導要綱」に基づき、空き地が雑草等の繁茂する管理不良の状態にならないよう常に適切な管理をするよう努めなければなりません。(取組状況) 6月中旬の市内一斉空地調査時には、草刈りが必要と判定し、6月24日付で土地所有者に対して指導文書を送付しました。その後、7月下旬の2回目の調査時において、草刈り対応を確認いたしました。しかし、今回の要望を機に9月27日に再度、現地を調査しましたところ、空き地の周囲部分に雑草が茂っている状況を確認しました。確認後の当日、所有者宅に訪問をしましたが不在であったため、9月30日付にて所有者へ指導文書を送付しました。引き続き、所有者の対応に向けて指導を継続してまいります。 (環境生活課) 地域の皆様には、毎年、環境美化活動に御尽力をいただきありがとうございます。 御要望の、栄町高砂線・浜道線の雑草の除去につきましては、9月27日に作業は終了しております。今後も状況を確認しながら、対応いたします。 (道路維持課) 【令和2年3月末時点回答】 【寿町1丁目2－1の裏の空き地について】 <u>10月下旬、現地確認を行い草刈り対応を確認しました。</u> (環境生活課)	B A <u>A</u>	環境衛生部 環境生活課 都市建設部 道路維持課

要望番号	要 望 事 項	取 組 状 況 等	反映区分	担 当 部 課
8	**【大町1丁目1と1丁目4の道路整備】** **大町寿町内会** 路面の凸凹の部分の補修。 砂利が一部路面に出て来て、きれいに補修願います。	御要望の、新1条道線の補修につきましては、通行の支障とならないように、適宜補修を行ってまいります。	B	都市建設部 道路維持課
9	**【錦町、表町の歩道縁石の雑草の除去】** **大町寿町内会** 錦町、表面の道路脇の雑草の除去をお願いします。	【ミーティング開催時回答】 地域の皆様には、毎年、環境美化活動に御尽力をいただきありがとうございます。 御要望の、錦町、表面の道路脇の雑草の除去につきましては、今年も、10月中に実施する落葉清掃と合わせて作業を予定しております。 【令和2年3月末時点回答】 <u>雑草の除去は、令和元年9月末に完了しました。</u>	A A	都市建設部 道路維持課
10	**【建物の外壁はがれ】** **大町寿町内会** ①大町1丁目4－3(スイートピー店)の西側の壁はがれ落ちて、親不孝通りに面しているので危険、対処願います。 ②大町1丁目2－18(空き家)西側の壁がはがれ落ち隣りの大町稲荷神社の物置に当たりそうです。対処願います。	①現地調査の結果、西側の外壁が剥がれ落ちていることを確認しましたので、建物の所有者に対し、適切な維持管理を行うよう依頼を行っております。 (建築指導課) ②当該、空き家につきましては、市の所有ではないことから、市が直接対処することができない状況です。現地調査の結果、東及び西側の外壁の一部が剥がれ落ちていることを確認いたしましたので、現在、所有者に対し、適正な管理を行うよう依頼を行っております。 (市民生活課)	B B	都市建設部 建築指導課 市民生活部 市民生活課

要望番号	要 望 事 項	取 組 状 況 等	反映区分	担 当 部 課
11	**【空き地の雑草草刈りの要請】** **大町寿町内会** 錦町1丁目3のところ、雑草が伸びて道路側の金網を乗り越えて来ている。草刈りお願いします。	【ミーティング開催時回答】 6月中旬の市内空地一斉調査において、草刈り対応必要と判定し6月24日、2回目の調査後の8月7日、3回目の調査後の9月13日に土地所有者に対して指導文書を送付いたしました。指導文書の内容は回数を重ねるたびに、対応を強く促す内容となっております。今回の要望を機に9月27日に再度現地確認をしたところ、草刈り未対応の状況であったため、近日、所有者宅へ訪問し、直接指導を行う方向です。引き続き、所有者の対応に向けて指導を継続してまいります。 【令和2年3月末時点回答】 10月10日、土地所有者宅へ訪問し、直接指導を行いました。次年度も引き続き、対応に向けて指導を継続してまいります。	B B	環境衛生部 環境生活課